

## 7 医療・保健

### 7.1 平成15年度の全学的目標

平成15年度の医療・保健に関する全学的な方針・主要計画は以下のとおりであった。

- 1 学生・教職員の健康の保持と増進を図る。
- 2 附属病院の理念に基づき、健全な経営基盤に立って、医療の充実・強化及び教育研究の場としての利便性の向上を図る。
- 3 先端医療技術の開発と普及を推進する。
- 4 看護科学系の新設を図るとともに、看護・医療科学類の臨床教育に必要な体制の整備を行う。

### 7.2 全学的目標の実施状況

#### 1 学生・教職員の心身の健康保持

精神面・心理面のサポートが必要な学生・教職員に対して、個別のカウンセリングを行った。学生相談の利用者は657人（前年比6.3%増）、延べ相談回数は2,130回（前年比8.5%増）、精神衛生相談利用者は452人（前年比3.9%増）、延べ相談回数は2,709回（前年比1.4%減）であった。学生の利用者が多く、平成14年度に引き続き個別指導の強化・充実に努めるとともに、関係する教職員等との連携に努め、学生生活支援の強化を図った。

生活習慣病や感染症の早期発見・早期治療を目的に実施した定期健康診断の受診率は、例年同様に高く、学生78.2%（前年78.0%）、教職員84.1%（前年84.5%）であった。健康診断後、該当者には生活指導や治療を行い、専門的な医療が必要な場合には附属病院を紹介した。世界的流行となった重症急性呼吸器症候群（SARS）に対して、学内における感染伝播防御態勢の構築に協力し、個別の健康相談に応じるとともに、流行地域からの帰国学生等の健康状態の把握に努めた。

#### 2 附属病院の医療と教育の充実

医療の充実、強化に関して平成15年度に実施した主要事項は、以下のとおりである。

- (1) 国立大学法人化に向け、附属病院の中期目標・中期計画の作成、及び管理運営体制の改革案の策定を行った。
- (2) 附属病院のマネジメントシステム全体に対するISO:9001の認証を取得した。
- (3) 分娩部・新生児集中治療室等を改組再編して周産期総合医療センターを設置する概算要求が認められ、平成16年度に新設することになった。
- (4) 高度先進医療の承認件数は昨年より1件増えて合計5件となった。医薬品の臨床試験（治験）件数は継続76件、新規47件で、後者は前年度の37件に比べてかなり増加した。
- (5) 手術件数は平成14年度に初めて4千件を超えたが、平成15年度も手術件数を増やせるように配慮した結果、約4,700件の手術を実施できた。
- (6) 平成15年度に新設した医療福祉支援センターに部長、副部長、医療ソーシャルワーカー2名、看護師1名を配属し、地域医療機関等との連携、医療・看護・福祉相談、及び医療支援を組織的に行った。平成15年度の相談件数は2,423件であった。

教育研究の充実、強化に関して平成15年度に実施した主要事項は、以下のとおりである。

- (1) 平成16年度から導入される卒後臨床研修必修化に備えて、平成14年度に先行導入したスーパーローテーションに加え、本院を管理型とする49病院からなる初期研修プログラム病院群を構築した。
- (2) 医の倫理特別委員会で、新しい治療方法・診断方法の開発や病気の原因解明を目的とした臨床研究計画を85件承認した。うち1件は看護部からの申請であった。

経営基盤の強化及び環境整備に関して平成15年度に実施した主要事項は、以下のとおりである。

- (1) 経営改善に向け経営企画会議を中心に、平均在院日数の一層の短縮、病床稼働率の向上、院外処方率の向上、及び差額病床徴収率の向上に取り組んだ。
- (2) 附属病院開設後初めての薬品・医療材料の棚卸を行い、適正な在庫管理に努めた。
- (3) 先発医薬品からより廉価な後発医薬品に切り替えるなどの経費節減を行った。
- (4) 医療機関別入院医療の包括評価法を導入した。医療機関別調整係数1.0536の評価を得た。

### 3 先端医療技術の開発

陽子線治療は順調に進んでおり、平成15年度は218名の患者を治療した。再発白血病の遺伝子治療に関しては、外国でベクターの安全性の問題が生じたことから実施を見合わせていたが、凍結が解除されたため、近く実施することになった。

### 4 看護・医療科学類の臨床教育・研究体制の整備

看護・医療科学類の臨床教育体制は順調に整備されている。多数の看護系教員が任用され、さらに平成16年度に看護科学系を設置する概算要求が承認された。今後、博士課程の人間総合科学研究科に看護科学専攻を設置する準備に万全を期す必要がある。

## 7.3 医療関係委員会等の活動

### 1 医療関係委員会

本委員会の主要な運営方針は、本学の医療・保健に係る重要事項を取りあげて審議すること、及び学内関連組織の連絡調整を行うことである。平成15年度は定例委員会を11回開催した。主要な審議・報告事項は、附属病院の経営状況とその改善策及び法人化対応であった。法人化後の制度の改変により、本委員会は平成15年度をもって廃止することになった。このことに先立ち、学長及び副学長が、本委員会がこれまで担ってきた役割・機能の移管先を決定した。

### 2 医の倫理特別委員会

本学における人間を対象とした医療研究及び医療行為において倫理的配慮を図ることを目的として、通常の医の倫理特別委員会を11回開催し、77件の研究計画及び医療計画を承認した。申請責任者所属組織の内訳は、基礎医学系2件、臨床医学系71件、社会医学系6件、体育科学系1件、心身障害学系1件、看護部1件であった。一方、ヒトゲノム・遺伝子解析または疫学研究に関する研究計画の審査委員会は、外部委員を加えて4回開催し、25件の計画を承認した。申請責任者の所属組織の内訳は、基礎医学系9件（疫学研究は0）、臨床医学系13件（うち疫学研究4件）、社会医学系4件（すべて疫学研究）、体育科学系2件（うち疫学研究1件）であった。医の倫理特別委員会は、法人化後人間総合科学研究科内に一元化した形で設置することにし、全学の委員会は平成15年度をもって廃止することになった。

## 7.4 自己評価と課題

### 1 学生・教職員の心身の健康保持

学生相談・精神衛生相談では、精神的・心理的な問題を持つ学生・教職員の個別指導を積極的に行っているが、大学院生の受診者の増加が目立つ。しかも、相談内容が複雑化し、深刻化している。さらに、修学支援、キャリア・カウンセリング、アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメントへの対応のニーズが高まっている。今後、個別相談体制を一層充実するとともに、学内の関連組織との連携を密にする必要がある。法人化後、そのためのマンパワーや予算をいかにして確保するかが大きな課題である。

教職員・学生の生活習慣病の早期発見・早期治療については、健康診断後に保健管理センターと附属病院が連携し、適切な指導ができた。平成14年から15年にかけて新たな感染症が出現し世界的問題となったが、今後も種々の感染症に対する健康相談や予防のための活動を強化する必要がある。

## 2 附属病院の医療と教育の充実

国立大学法人化並びに医療制度改革に対応するため経営改善に取り組み、成果をあげた。また、附属病院の管理システム全体に対するISO：9001の認証を取得し、医療機関として国際基準の品質保証を得ることができた。さらに平成15年度に、医療事故防止、医療安全管理、及び医療の質検証のための体制を新たに整備した。具体的な内容は本報告書の附属病院の項目に記載されている。今後、法人化、医療制度改革、卒後臨床研修必修化に適切に対応し、特定機能病院にふさわしい医療の質の確保を図り、さらに中期目標・中期計画を着実に実施・実現する必要がある。とくに管理運営体制の見直しと病院再開発が重要である。

## 3 先端医療技術の開発

陽子線治療は、患者照射数及び装置の稼働率ともに順調であった。米国の最高水準のがん病院であるMDアンダーソンがんセンターが、本学の実績を参考にして陽子線治療施設の建設を開始した。今後、陽子線治療の有効性を一層明確に示し、治療法を確立することが課題である。

## 4 看護・医療科学類の臨床教育・研究体制の整備

平成15年度から看護・医療科学類の学生を入学させた。このことに伴い、多数の教官が就任し、臨床教育及び臨床研究の体制が着実に整備されつつある。平成16年度には看護科学系が設置される。今後、人間総合科学研究科に看護科学専攻を設置することが重要な課題である。